

事務連絡
令和5年5月10日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

令和5年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

平素より労働衛生行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」が別添1のとおり実施されますので、貴団体におかれましても、労働者の健康の保持増進の観点から、会員等に対し、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨に添った取組の推進等についての周知啓発に御協力いただくとともに、受動喫煙対策に関する事業の積極的な推進にも、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。また、職場の受動喫煙の防止に関する支援制度につきましては、当方において別添2のとおり実施しておりますので、活用を図られたく併せて周知をお願い申し上げます。

なお、都道府県労働局労働基準部健康主務課長宛てにも別途通知しておりますので、貴団体支部等との連携につきましても、御配意方お願い申し上げます。

事務連絡
令和5年4月28日

労働基準局安全衛生部労働衛生課 御中

健康局健康課

令和5年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

標記については、別添のとおり令和5年4月21日付け健発0421第3号厚生労働省健康局長通知にて厚生労働省内部部局長宛てに通知しましたので、貴課におかれましても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を御理解の上、都道府県労働局等を通じ各事業所に対し、禁煙の効果等についての知識の普及啓発、公共の場・職場における受動喫煙対策を実施していただくようお願ひいたします。

なお、後日都道府県労働局宛てに禁煙週間用ポスターを送付しますので、掲示による施設内における受動喫煙対策の実施等への協力依頼を併せてお願ひいたします。

受動喫煙防止対策の推進事業

別添2

労働安全衛生法において、職場の受動喫煙防止対策について実情に応じた措置を講じることを事業者の努力義務とされ、さらに、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的として平成30年に健康増進法が改正され、令和2年4月から原則屋内禁煙が義務化された。

【国による支援措置の概要】

受動喫煙防止対策助成金

- 助成対象：既存特定飲食提供施設

※令和2年4月1日時点で営業していた飲食店に限る

中小企業基本法における定義などから資本金5,000万円以下であること

客席面積100m²以下であること

- 助成設備：①喫煙専用室の設置・改修

②加熱式たばこ専用喫煙室の設置・改修

- 助成率：経費の2／3（飲食店以外は1／2）

- 上限：100万円

受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- 喫煙専用室等の設置など各受動喫煙防止対策を推進するための各種相談について、専門家による無料電話相談を実施
- 依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施
- 各種行事において、受動喫煙防止対策に関する説明会を実施
- 受動喫煙防止対策助成金による助成を受けるために必要な要件、申請書類の記載方法等の相談対応